

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険料の賦課に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

観音寺市は、介護保険料の賦課に関する事務において、特定個人情報の取り扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県観音寺市長

## 公表日

平成31年4月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び観音寺市介護保険条例等に基づき、介護保険料の賦課に関する事務を行う。特定個人情報の取り扱いに関しては以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保険料の賦課・減免事務 賦課期日(4月1日)時点で市内に住所を有する被保険者、市内に住所を有しないが当市に賦課権のある被保険者及び当該年度途中において転入等により当市に住所を有することとなった被保険者に対して賦課決定を行い被保険者に対して通知する。また、減免の申請があった際には当該申請書の受理をし、所要の処理を行う。</p> <p>(2) 他自治体への課税状況照会 当市に住所を有しない住所地特例者である被保険者の課税情報について、当該自治体へ照会文書を送付し課税情報を収集する。</p> <p>(3) 特別徴収関係事務 市から香川県国民健康保険団体連合会へ特別徴収依頼情報を送付し、それを基にした特別徴収結果情報を市が受領する。</p> <p>(4) 相続人代表者指定事務 死亡者の通知書を相続人に送付するために、納税義務者及び送付先を調査する。</p> <p>(5) 上記に掲げるものの他、当該事務に付随する事務 未申告者への申告の勧奨等、介護保険料の賦課に必要な事務を行う。</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 介護伝送通信システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険料情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108,117項)</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二において、第一欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(42,56の2,61,62,94項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市総務部税務課 電話番号0875-23-3922
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

郵便番号768-8601  
香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号  
観音寺市総務部税務課  
電話番号0875-23-3922

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

